

## 101号事件

### 第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定（平成30年7月3日付地コ第68号の4）は妥当である。

### 第2 公文書開示請求から本件審査会に至るまでの経緯

#### 1 公文書開示請求

平成30年5月22日、証明書交付キオスク端末一式に係る落札者の入札内訳書、導入及び運用に関する契約書の公文書開示請求がなされた。

#### 2 第三者意見照会及び公文書開示決定等期間延長通知

同月29日、桑名市情報公開条例（以下「条例」という）第15条第1項により第三者に対する意見書提出の機会付与を実施し回答を得るまでに時間を要するとの理由で、開示決定の期間を同年7月3日まで延期する公文書開示決定等期間延長通知書を公文書開示請求者へ送付した。

#### 3 第三者意見回答

同年6月29日、条例第15条第1項に基づき口頭にて意見書提出機会付与を行った審査請求人より、証明書等自動交付事務委託契約書の別紙1、2及び仕様書部分については、コンビニ交付事務のセキュリティに係る事項であることから非開示を求める旨の意見照会の回答を口頭で得た。

#### 4 公文書部分開示決定

同年7月3日、開示請求で特定した文書のうち、印影を除く全てを公開する旨の公文書部分開示決定通知書（地コ第68号の4）を開示請求者へ送付するとともに、条例第15条第3項に基づき、同内容にて公文書を開示決定した旨及び開示の予定日は同月25日である旨の通知書（地コ第68号の6）を審査請求人に送付した。

#### 5 本件審査請求以後の経緯

同月20日、本件審査請求を受理した。部分開示決定された証明書等自動交付事務委託契約書（以下「事務委託契約書」という）のうち「別紙1 交付事務に係るセキュリティについて」（以下単に「別紙1」という）は、平成27年2月13日に市と審査請求人が締結したコンビニ交付及びICカード標準システムの機密保持契約書（以下「機密契約書」という）の機密情報に該当するため、非開示とされるべきであるとの理由であった。

また、8月21日、審査請求人は本審査会に出席し、事務委託契約書別紙1を非開示とするべき理由として、次の理由を付加した。同別紙1は、①条例第7条第4号に該当する。②条例第7条第3号に該当し、同号アないしウに該当しない。③条例第7条第6号に該当する。



## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日            | 処 理 内 容  |
|------------------|--|
| 平成 30 年 7 月 31 日 | ・ 実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理                               |
| 8 月 1 日          | ・ 審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知                                    |
| 8 月 13 日         | ・ 審査請求人から意見書及び審査会出席届出書受理                                     |
| 8 月 21 日         | ・ 書面審理<br>・ 審査請求人の口頭意見陳述<br>・ 実施機関の補足説明の聴取<br>・ 審議 (第 1 回審査) |
| 9 月 5 日          | ・ 答申   |

## 桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名     | 氏 名       | 役 職 等     |
|---------|-----------|-----------|
| 会 長     | 福 井 悦 子   | 弁 護 士     |
| 会長職務代理者 | 藤 枝 律 子   | 大 学 准 教 授 |
| 委 員     | 田 口 勤     | 弁 護 士     |
| 委 員     | 板 垣 謙 太 郎 | 弁 護 士     |
| 委 員     | 藤 本 直 記   | 税 理 士     |